



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

*81 和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)

○ 告示

- *1265 市町村職員実務研修実施要綱の一部を改正する要綱 (人事課)
- 1266 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)
- 1267 " (")
- 1268 平成21年和歌山県告示第459号(指定代理納付者の指定)の一部改正 (")
- 1269 平成21年和歌山県告示第643号(指定代理納付者の指定)の一部改正 (")
- 1270 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課)
- 1271 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1272 " (")
- 1273 生活保護法による施術機関の指定 (")
- 1274 生活保護法による指定医療機関の変更 (")
- 1275 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)
- 1276 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の変更 (")
- 1277 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 1278 " (")
- 1279 " (")
- 1280 " (")
- 1281 " (")
- 1282 " (")
- 1283 保安林の皆伐面積の公表 (")

○ 監査公表

監査公表第30号

規 則

和歌山県規則第81号

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス

事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則
和歌山県指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等に関する規則(平成11年和歌山県規則第109号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(指定又は許可の申請等)」に改め、同条第2項中「表示」を「標示」に改める。

第3条の見出しを「(指定又は許可の更新等)」に改め、同条第2項中「表示」を「標示」に改める。

第5条第1項中「及び」の次に「法」を加え、「施行規則第131条第1項、施行規則第133条第1項、施行規則第135条、施行規則第137条、施行規則第140条及び施行規則第140条の19に掲げる事項の」を削り、同条第2項中「並びに法第105条において準用する医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項」を削る。

第11条第2項中「第71条本文」を「第71条第1項本文」に、「第72条本文」を「第72条第1項本文(法第115条の11において準用する場合を含む。)」に改める。

第12条第4号中「指定、指定の辞退及び命令の」を「命令の内容及び」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第78条、法第85条、法第93条、法第104条の2、法第115条及び法第115条の10の規定による公示は、施行規則第131条の2、施行規則第133条の2、施行規則第135条の2、施行規則第137条の2、施行規則第140条の2及び施行規則第140条の23各号に掲げる事項のほか、介護保険事業者番号について行うものとする。

別記第5号様式中「廃止(休止・再開)する事業所」を「届出に係る事業所」に、「廃止(休止・再開)するサービスの種類」を「サービスの種類」に、

休 止 ・ 廃

止 ・ 再 開 の 別 休 止 ・ 廃 止 ・ 再

開 を 廃 止 ・ 休 止 ・ 再 開 の 別

廃止・休止・再開

に、「休止・廃

止・再開した年月日」を「廃止・休止・再開の年月日」に、「休止・廃止した理由」を「廃止・休止する理由」

「現にサービス又は支援を受けていた者に対する措置を（休止・廃止した場合のみ）」に、「現にサービスを受けている者に対する措置を（廃止・休

止する場合のみ）」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第1265号

市町村職員実務研修実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

市町村職員実務研修実施要綱の一部を改正する要綱

市町村職員実務研修実施要綱（昭和34年和歌山県告示第488号）の一部を次のように改正する。

第1及び第2を次のように改める。

第1 研修の目的

この研修は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に基づく一部事務組合を含む。以下同じ。）の職員を研修生として受け入れ、実務研修を実施することにより、市町村職員の資質向上を図り、もって市町村行政の能率的な運営に資するものとする。

第2 研修の方法

研修生に対する研修の方法は、その修得しようとする業務に応じて、研修生を知事の関係部局（地方機関を含む。）に配置し、当該部局における事務処理を通じて行うものとする。

第5を次のように改める。

第5 給与、勤務時間その他の勤務条件等

1 研修生の給料、扶養手当、住居手当、地域手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当は市町村の負担とし市町村において支給することとし、その他の手当及び旅費（派遣終了時の帰任旅費及び派遣市町村の業

務に係る旅費を除く。）は県の負担とし県において支給する。

2 研修生の服務、勤務時間その他の勤務条件については、県の法令の規定の適用を受けるものとする。

3 研修生の公務災害補償等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

4 研修生の健康管理は、県において行うものとする。

第8及び第9を次のように改める。

第8 勤務状況の通知

1 県は毎月3日までに前月中における研修生の勤務状況を別記第2号様式により派遣市町村に通知するものとする。

2 前項に規定する事務は、研修生を受け入れる所属において行うものとする。

第9 その他

1 研修生の身分取扱いに関する協定書の締結は、研修生を受け入れる所属において行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、実務研修に関して必要な事項は、知事と当該市町村長が協議して定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から施行し、平成22年度の市町村職員実務研修から適用する。

和歌山県告示第1266号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特約業者の氏名又は名称

川福燃料株式会社 代表取締役 川口貴弘

2 主たる事務所又は事業所の所在地

和歌山県和歌山市吹上2丁目1番19号

3 特約業者の指定年月日

平成21年12月1日

和歌山県告示第1267号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 特約業者の氏名または名称

川福燃料東和歌山株式会社 代表取締役 川口福一

2 主たる事務所または事業所の所在地

和歌山県和歌山市吉田392番地

- 3 特約業者の指定年月日
平成21年12月1日

和歌山県告示第1268号

平成21年和歌山県告示第459号（指定代理納付者の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項中「MasterCard」を「MasterCard
JCB」に改める。

和歌山県告示第1269号

平成21年和歌山県告示第643号（指定代理納付者の指定）の一部を次のように改正する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第3項中「MasterCard」を「MasterCard
JCB」に改める。

和歌山県告示第1270号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成22年1月12日まで縦覧に供する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成21年11月10日

- 2 名称

特定非営利活動法人情報セキュリティ研究所

- 3 代表者の氏名

白井義美

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県田辺市新庄町3353-9（Big・U内）

- 5 定款に記載された目的

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩柔 12-21	吉田浩章	よしだ整骨院	岩出市南大池152-5	平成 21.10.14

和歌山県告示第1274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

この法人は、コンピュータネットワーク社会の受益者をコンピュータ犯罪から保護するための事業を行い、コンピュータネットワーク社会の正常な発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 89-21	いずみウィメンズ クリニック	新宮市清水元1丁目6-33	平成 21.11.1

和歌山県告示第1272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
東薬 24-21	太地薬局	東牟婁郡太地町太地30 53-10	平成 21.11.1

和歌山県告示第1273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次の

とおり告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定 番号	変 更 事 項 (名 称)		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
有市医 53-19	医療法人信遙 会 たかみク リニック	クリニックゆづ	有田市宮原町 須谷536-1	平成 21.10.1

和歌山県告示第1275号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の 名 称	事業所の所在地	障害福祉 サービ スの種 類	主たる対象 とする障 害種 別	事業者の 名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限
30101205 52	特定非営利活 動法人クロネ ット	和歌山市栄谷256- 9	児童デイサー ビス	障害児	特定非営利活 動法人クロネ ット	和歌山市松江中3- 7-10	平成 21.12.1	平成 27.11.30

和歌山県告示第1276号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定相談支援事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき

公示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
30301000 48	ヘルパーステーショ ンクローバー	事業所の所在地	和歌山市小雑賀2-2-59	和歌山市杭ノ瀬243-6	平成 21.10.19

和歌山県告示第1277号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字寒川字小藪川南原3013
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小藪川南原3013（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め
ない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立
木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め
る標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1278号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市下川上字安川593
（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面
及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市
役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1279号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町日足字宮ノ前28の1（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1280号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字大野2637、2638、2639、2640の1、2640の2、2663の5
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1281号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定で

ある旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字添山2736の7、2736の9、2736の10、2736の11、2853
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1282号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市高田字戸矢倉3099、3107
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1283号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成21年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積を次のとおり公表

する。

平成21年12月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積 (ヘクタール)
紀南地域水源かん養保安林	3,525.25
紀中地域水源かん養保安林	1,372.85
紀北地域水源かん養保安林	349.55
紀南地域土砂流出防備保安林	820.81
紀中地域土砂流出防備保安林	378.12
紀北地域土砂流出防備保安林	419.33
紀南地域干害防備保安林	9.28
紀中地域干害防備保安林	7.18
紀北地域干害防備保安林	15.72
和歌山県全域保健保安林	156.24

監査公表

和歌山県監査公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成21年8月24日、同月25日及び同月26日に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年12月1日

和歌山県監査委員 楠本 隆

和歌山県監査委員 足立 聖子

和歌山県監査委員 須川 倍行

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
知事室	平成21年8月24日
総務部	平成21年8月26日
企画部	平成21年8月24日
環境生活部	平成21年8月25日
福祉保健部	平成21年8月24日
商工観光労働部	平成21年8月26日
農林水産部	平成21年8月25日
県土整備部	平成21年8月26日
出納局	平成21年8月24日
県議会	平成21年8月25日
人事委員会	"
労働委員会	"
選挙管理委員会	平成21年8月26日
監査委員	"
教育委員会	平成21年8月24日
公安委員会	平成21年8月25日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

総務部

ア 消耗品の物品調達伺書を起案した職員が、納品検査も行っていたので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(行政経営改革室)

イ 個人県民税を除く県税の収入率は、98.4%と前年度に比べ0.2ポイント改善し、収入未済額も約1億68万円減少するなど県税徴収対策本部での徴収目標の設定や進行管理の徹底、滞納処分の強化や滞納整理の早期着手など、組織的な取組の成果が出ている。

しかしながら、個人県民税の収入率は、税源移譲による調定額の増加もあり、93.0%と前年度に比べ0.6%悪化しているため、市町村への職員派遣や地方税法第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するなど、今後とも市町村と連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

(税務課)

ウ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(市町村課)

企画部

ア 超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当5,098円が支給されていたので返還措置を講じられたい。

(企画総務課)

イ 和歌山県証紙規則（昭和39年和歌山県規則第29号）第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋とにかけて消印をしなければならないが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(文化国際課)

ウ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印、個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(調査統計課、地域づくり課)

環境生活部

ア 学習セミナーを開催するに際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(環境生活総務課)

イ 産業廃棄物不適正処理及び廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成20年度末で、約11億2,100万円となっている。

早期の回収は困難と思われるが、今後も分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管

理をされたい。

(廃棄物対策課)

ウ 1泊2日の担当者会議出席に際し、主催者が宿泊施設を指定し、また、昼食を提供しているにもかかわらず、旅費を全額支給しているので、職員等の旅費に関する規則(昭和41年和歌山県規則第122号)に基づき、適切な措置を講じられたい。

(廃棄物対策課)

エ 育成講座等を開催するに際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(青少年・男女共同参画課)

オ 指導者研究集会出席に際し、主催者が昼食を提供しているにもかかわらず、旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(食品・生活衛生課)

カ 海南市への出張で、乗り合わせの徹底がなされていない事例があったので注意されたい。

(食品・生活衛生課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成20年度末で約3,859万円であり、前年度に比し約182万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 介護福祉士等修学資金貸付金の収入未収金について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(福祉保健総務課)

ウ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約1,245万円であり、前年度に比し約225万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

エ 母子寡婦福祉貸付金の未償還金については、平成20年度末で約4,133万円であり、前年度に比し約244万円減少している。

今後も、振興局担当者会議等を通じて、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

オ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成20年度末で約1,767万円であり、前年度に比し約36万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

カ 和歌山県証紙規則第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋とにかけて消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(長寿社会課)

キ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約1,622万円であり、前年度に比し約176万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、入所時における納入指導を行うとともに、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

ク 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成20年度末で約292万円であり、前年度に比し約1万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

ケ 特別障害者手当の未収金については、平成20年度末で約225万円であり、前年度に比し約40万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

コ 身体障害者介助犬給付事業の返還金(50万円)について、今後も徴収に向けた取組を積極的に

行われたい。

(障害福祉課)

サ 心身障害者扶養共済金の未収金(約13万円)について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(障害福祉課)

シ 郵便切手類使用簿について、物品管理等事務規定(昭和39年和歌山県訓令第20号)で指定された様式でないものを使用し、また、検印がされていなかったもので適切に処理されたい。

(障害福祉課)

ス 旅行命令及び旅費支出において、7時30分出発で早朝出発の加算がされていたものが1件あったので、加算額については返還手続されたい。

(医務課)

セ 財団法人和歌山県民総合健診センター及び財団法人結核予防会和歌山県支部が、検診車及びその予備車を保管するために県有地を使用しているが、行政財産の使用許可がされていなかったもので、今後、適切な事務処理をされたい。

(健康づくり推進課)

ソ 県の重要物品である検診車について、活用されていないものは適切な措置を講じるようにされたい。

(健康づくり推進課)

タ 切手使用簿で検印がされていなかったもので適切に処理されたい。

(難病・感染症対策課)

商工観光労働部

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行って、債権回収に取り組みられているが、平成20年度末現在における収入未済額(元金)は約81億1,560万円と、依然として多額である。

今後とも、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化し、また、すでに事業が廃止、倒産又は、休業の状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求などを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(償還指導室)

イ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印、個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い適切に処理されたい。

(労働政策課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、履行期限延長承認申請書により

分納計画を提出させているが、計画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努力されたい。

(産業振興課)

エ 消耗品の納品検査について、納品書が添付されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(観光交流課)

農林水産部

ア 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印、個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(食品流通課)

イ 過年度分の未登記処理については、登記事務促進対策事業の推進等により問題の解決に努められているが、平成20年度末で、なお、161件が未登記となっているので、引き続き同事業の推進に努められたい。

(農業農村整備課)

ウ 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。

(農業農村整備課)

エ 農業改良資金の未収金については、債務者への償還指導の継続により、約336万円減少し、平成20年度末で約351万円となっている。

今後も、引き続き分割回収計画どおりの債権回収と新規滞納の防止に努められたい。

(経営支援課)

オ 林業・木材産業改善資金貸付金については、関係機関と連携を図りながら未収金の回収に努められているが、平成20年度の回収額は、24万7千円と厳しい状況であり、平成20年度末の未収金は、約1,647万円となっており回収がはかどっていない。

今後は、法的措置も検討し、引き続き貸付金徴収事務委託者と連携しながら未収金の早期回収に努められたい。

(林業振興課)

カ 日高振興局内の平成13年度治山事業工事に係る違約金の未収金については、引き続き債権管理に努めるよう指導されたい。

(森林整備課)

キ 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、

現年の未収金は前年度比でほぼ半減し、過年度未収金についても前年度比14.9%縮減し、努力のあとが伺えるが、平成20年度末で約1,960万円となっている。

今後とも、償還金取納事務の委託先である漁業協同組合と連携を図りながら、計画的償還指導並びに新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

ク 和歌山県証紙規則第3条の2において、当該書面の紙面と当該書面にはられた証紙の彩紋にかけて消印をしなければならないと定められているが、消印されていない事例があったので、必ず消印されたい。

(資源管理課)

県土整備部

ア 工事請負契約不履行に伴う違約金は、平成20年度末で11件、約1,073万円が収入未済となっているため、今後も引き続き未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、個々の実状に応じた厳正な債権管理に努められたい。

(技術調査課)

イ 消耗品の納品検査について、提出された納品書に受付印、個人印を押印していないケースがあったので、平成21年1月5日付け出納室長通知に従い、適切に処理されたい。

(技術調査課)

ウ 郵便切手類使用簿(旧様式)の検印欄に押印がないので適切に処理されたい。

なお、様式も現行様式に改められたい。

(技術調査課)

エ 県土整備部で管理している平成20年度末における廃道敷地の未処理件数は13件となっている。

廃道敷地については、今後、払下げや現道復帰等有効利用計画などを検討しているところであるが、これらのほか早期処分できないものについては、地元市町村と調整を図るとともに、待避所、花壇等として計画的に道路区域に編入するなど、有効活用を図り適正管理に努められたい。

(道路保全課)

カ 土木使用料(道路)の未収金は、平成20年度末で約87万円であり、昨年度に比べ増えている。

今後とも、債務者の現況を把握の上、担当部局を指導し、適切な債権管理に努められたい。

(道路保全課)

キ 国道371号外道路調査業務における業務完了検査結果通知書及び業務成績評定結果通知書の受託

者への通知を遅滞なくされたい。

(道路建設課)

ク 工事請負契約不履行に伴う違約金等は、平成20年度末で、約265万円が収入未済となっている。

引き続き、未収金解消に努め、不納欠損処分すべきものについては適切に処理するとともに、厳正な債権管理に努められたい。

(河川課)

ケ 土地使用料(河川堤塘)の未収金は、平成20年度末で約56万円が収入未済となっている。

引き続き、各振興局を指導し、未収金の削減に努められたい。

(河川課)

コ 河川敷地の不法占用については、平成20年度末現在、なお16件あり、引き続き不法占用者に対しては、厳正に対処されたい。また、新規の不法占用をなくすため、河川パトロール等により、河川巡視の強化を図られたい。

(河川課)

サ 廃川敷地の処理について、平成20年度に1件の案件を売却処分し、現在の未処理件数は9件となっている。

引き続き、早期処理及び適正管理に努められたい。

(河川課)

シ 情報基盤整備工事における工事完成検査結果通知書及び工事成績評定結果通知書(様式誤り)について、未決裁で請負業者に通知することのないようされたい。

(河川課)

ス 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び駐車場を合わせた平成20年度末の収入未済額は、約2億1,800万円と多額である。

未納者に対しては、各振興局、委託先の住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適正な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

セ 県営住宅家賃等損害賠償金の平成20年度末の収入未済額は、約275万円あり、引き続き回収に努めるとともに適正な債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

ソ 特定公共賃貸住宅は、4団地、33戸であるが、そのうち入居戸数は、わずか7戸となっている。今後、県民のニーズ及びPR方法等も検討され、入居戸数を増やすよう努力されたい。

(建築住宅課)

タ 港湾施設使用料等の未収金は、平成20年度末

で約3,591万円あり、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起するなどの努力はされているが、引き続き、未収金解消に向け努力されたい。

(港湾空港振興課)

県議会

超過勤務手当について、勤務時間が週40時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当1件、2,204円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(県議会事務局)

教育委員会

ア 進学奨学金等の未償還金については、平成20年度末で約6億7,189万円で、また、修学奨励金の未償還金については、約889万円となっており、今後一層未納者の現状把握に努めるとともに、償還指導を行い未償還金の減少に努められたい。

(生涯学習課)

イ 研修会の開催に際し、外部講師に県が昼食を提供しているにもかかわらず、特別旅費の日当を全額支給している事例があったので適切な措置を講じられたい。

(生涯学習課)

公安委員会

ア 放置違反金の平成20年度決算における収入未収金は、約4,249万円であり、前年度に比べ約377万円増加している。

今後も、未納者の現状把握に努めるなど、未収金の徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(警察本部)

イ 普通扶助料返還金の未収金について、今後も徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(警察本部)

(3) 検討事項

企画部

ア 旧南紀白浜空港跡地(365,407㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

イ コスモパーク加太の未利用地(894,780㎡)については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(コスモパーク加太対策室)

環境生活部

紀南版フェニックス事業の早期進捗に向け、リーフレットの配布や地元への説明会、関係市町と連携しながらの地区住民への個別交渉を行うなど、事業の早期進捗に向けた対策が講じられているが、今後

も引き続き、廃棄物最終処分場の早期建設のため、状況の打開に向けた、より一層の対応策を検討されたい。

(循環型社会推進課)

福祉保健部

旧六星寮の土地の有効活用を図るよう検討されたい。

(障害福祉課)

農林水産部

普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地については、当該土地の地積測量及び鑑定評価を実施し、関係機関と譲渡について協議されているが、引き続き当該土地の有効活用が図られよう努められたい。

(畜産課)

教育委員会

有田川町清水1672-3の教職員住宅(1戸)、上富田町岩田1787番8の教職員住宅(4戸)及び田辺市学園28-15の教職員住宅(2戸)については、長期間入居者が無く未利用である。

また、老朽化しているため、教職員住宅としての用途、目的が達せられないので、撤去し、土地の有効活用を図るよう検討されたい。

(福利課)

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。